**関東学生卓球連盟　規約**

（２０２５年（令和７年）３月１５日改正）

　　　　　　　　　　　　・関東学生卓球連盟　　規　約

　　　　　　　　　　　　（２０２５年（令和７年）３月１５日改正）

　　　　　　　　　　　　・関東学生卓球連盟　　内　規

　　　　　　　　　　　　（２０１５年（平成２７年）７月２６日改正）

　　　　　　　　　　　　・関東学生卓球連盟　　事業実施細則

　　　　　　　　　　　　（２０２５年（令和７年）３月１５日改正）

　　　　　　　　　　　　・関東学生卓球連盟　　懲戒（処罰）実施細則

　　　　　　　　　　　　（平成２１年３月２１日施行）

関東学生卓球連盟

**関東学生卓球連盟・規約**

第１章　　総　　　則

（名　称）

第　１条　本連盟は関東学生卓球連盟とする。

（地域および代表権）

第　２条　本連盟は日本学生卓球連盟規約に基づき関東地区（東京・神奈川・千葉・埼玉・  
茨城・栃木・群馬・山梨）加盟校を総括して学生卓球連盟団体を代表し、その  
支部となる。

（目　的）

第　３条　本連盟は各加盟校相互の親睦を図り心身の陶冶とスポーツとしての学生卓球の  
発展を期するを以って目的とする。

（本　部）

第　４条　本連盟の本部を東京都に置く。

第２章　　事　　　業

（事業内容）

第　５条　本連盟は下記の事業を行なう。

　　　　　１．関東学生卓球リーグ戦　　春秋２回

　　　　　２．関東学生卓球新人選手権大会　年１回

　　　　　３．関東学生卓球選手権大会　年１回

　　　　　４．日本学生卓球連盟主催の各大会関東地区予選

　　　　　５．その他本連盟の目的達成のため必要な事業

第３章　　構　　　成

（組織体）

第　６条　本連盟は関東地区に所在する文部科学大臣認定の大学、短期大学、専門学校及  
び法律（防衛庁設置法、職業訓練法、農林水産省設置法、国土交通省等）によ  
って設置された大学校の卓球部を以って組織する。ただし大学院の卓球部員は含まれない。

（加　盟）

第　７条　本連盟への加盟は、会長・理事長・幹事長の承認を要する。

第　８条　本連盟の体面を汚したり、加盟校として不適当と理事会が認めた時は、代議員  
会の決議を経て会長が除名することができる。

（維持費の義務）

第　９条　本連盟の維持費は、毎年４月末までに納入することを原則とする。

（登　録）

第１０条　加盟校は可能な限り早急に部長、監督、コーチおよび所属選手、並びに代議員  
を登録しなければならない。新登録費の納入なき部員は資格を得られない。

第４章　　役　　　員

（常置役員）

第１１条　本連盟に下記の役員を置く。

　　　　　１．会　長　　　１　名

　　　　　２．副会長　　　若干名

　　　　　３．理事長　　　１　名

４．副理事長　　若干名

５．理　事　　　３０名以上３５名以内

　　　　　６．会計監査　　２　名

　　　　　７．代議員　　　各校１名

　　　　　８．幹事長　　　１　名

　　　　　９．副幹事長　　１　名

10．会　計　　　１　名

11．書　記　　　１　名

12．幹　事　　　若干名

13．技術員　　　若干名

（任　務）

第１２条　役員の任務は下記の通りとする。

　　　　　１．会長は本連盟を代表し会務を統括する。

　　　　　２．副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

　　　　　３．理事長は理事会を代表し、必要事項を掌理する。

　　　　　　　会長・副会長に事故ある時はその職務を代理する。

　　　　　４．副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代理する。

　　　　　５．理事は本連盟代議員の議決の執行を円滑ならしめるため、必要事項を計画

　　　　　　　審議決定する。

　　　　　６．会計監査は本連盟の会計を監査し、その結果を代議員会および理事会に報

　　　　　　　告する。

　　　　　７．代議員は本連盟の事業と重要事項を決議する。

　　　　　８．幹事長は幹事会において決定した諸事項を処理し、その実務の執行の責を

　　　　　　　負うものとする。

　　　　　９．副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故ある場合はその職務を代行する。

　　　　　10．会計は本連盟の会計事務を分掌する。

　　　　　11．書記は本連盟の事務を分掌する。

　　　　　12．幹事は幹事会を組織して、執行事項を審議し、実務を分掌する。

　　　　　13．技術員は技術の発展を図り、技術部門を特に担当する。

第１３条　役員の選任は下記の通りとする。

　　　　　１．会長は理事会の推薦により代議員会で推挙する。

　　　　　２．副会長は理事会の推薦により代議員会の同意を得て会長が委嘱する。

　　　　　３．理事長および副理事長は理事の互選により選出する。

　　　　　４．理事は、各校監督中より互選により１２名、幹事の中より互選により１０  
　　　　　　　名、関東学生ＯＢ卓球連盟の理事、監事の中より６名、会長推薦により若

干名を各々選出する。

　　　　　５．会計監査は理事会の推薦により会長が委嘱する。

　　　　　６．代議員は各校より１名を選出する。男女各１チームずつ加盟する場合は

１～２名選出することとするが､男女を兼ねた１名の代議員の議決権は

１とする｡

　　　　　７．幹事は代議員の互選により選出することを原則とするが会長・理事長の

承認を経て例外も認めるものとする。

　　　　　　　幹事の中より互選により幹事長・副幹事長・会計・書記を選出する。

幹事長・副幹事長・会計・書記は理事を兼ねるものとし、この他に６名、

計１０名の理事を幹事中より選出する｡

　　　　　８．技術員は、当該時点における関東学生リーグ戦において１・２部に編成さ  
れるチームの主将とする。

（特別役員）

第１４条　本連盟に名誉会長並びに常任相談役を置くことができる。

　　　　　名誉会長並びに常任相談役は理事会の推薦により代議員会で推薦する。

　　　　　名誉会長は重要なる会務について会長の諮問に応ずる。

　　　　　常任相談役は常時会務について会長の諮問に応ずる。

第１５条　本連盟に顧問・参与を置くことができる。

　　　　　顧問・参与は重要なる会務について会長の諮問に応ずる。

　　　　　顧問・参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。

（役員の任期）

第１６条　役員の任期は、会長・副会長は２年、その他も２年とする。  
但し、技術員に関しては、所属チームの関東学生リーグ戦の所属部に応じて、年度途中の任期交代が発生することがある。

　　　　　名誉会長・常任相談役・顧問・参与は原則として任期は設けないが２年毎に  
再任の同意を受ける。

　　　　　役員の任期は満了しても後任者が就任するまではその職務を行なう。補欠に

よって就任した役員の任期は前任期間の残任期間とする。

（学生役員）

第１７条　現役学生の役員は、その所属校が加盟権を失い、または本人がその所属校の卓

球部員の籍を去った時は役員の資格を失う。

（改選期）

第１８条　役員改選は１２月から３月初旬までの間に行なう。

　　　　　ただし重任は妨げない。

第５章　　機　　　関

（会議の構成および招集）

第１９条　本連盟の機関は下記の通りである。

　　　　　１．顧問・参与会

　　　　　　　①顧問・参与会は本連盟の諮問機関であり､重要事項についての諮問を受け

る。

　　　　　　　②顧問・参与会は顧問および参与を以てこれを構成する。

　　　　　　　③顧問・参与会は会長が必要に応じてこれを招集する。

　　　　　２．理事会

　　　　　　　①理事会は代議員会の議決の執行を円滑ならしめるための運営機関である。

　　　　　　　②理事会は会長・副会長・理事・会計監査をもってこれを構成する。又、

会長が必要と認めた場合には上記構成員以外の者が出席して意見を述べ

ることができる。

　　　　　　　　但し､議決権は会長･副会長･理事が有する｡

　　　　　　　③理事会は会長が必要に応じてこれを招集する。

　　　　　３．代議員会

　　　　　　　①代議員会は本連盟の最高議決機関であり、下記の事項を審議する。

　　　　　　　　（イ）事業報告

　　　　　　　　（ロ）会計報告

　　　　　　　　（ハ）事業計画

　　　　　　　　（ニ）会計予算

　　　　　　　　（ホ）役員の選任

　　　　　　　　（へ）その他重要事項

　　　　　　　②代議員会は代議員を以てこれを構成する。なお他の役員は代議員会に出

　　　　　　　　席して意見を述べることができる。

　　　　　　　③代議員会は毎年２回(原則として３月と６月)定例総会を会長が招集する。

又､必要に応じて臨時総会を会長が招集することができる。

　　　　　４．幹事会

　　　　　　　①幹事会は本連盟の実務の執行機関であり､理事会・代議員会の決定に

従って事務を遂行する。

　　　　　　　②幹事会は幹事長以下、幹事を以てこれを構成する。

　　　　　　　③幹事会は必要に応じて幹事長が招集する。

　　　　　５．技術員会

　　　　　　　①技術員会は本連盟の技術面の執行機関で､シード会議・ランキング審査会

議等を行う。

　　　　　　　②技術員会は幹事長以下、幹事及び技術員をもってこれを構成する。なお

技術部会の役員は技術員会に出席して意見を述べることができる。  
なお、原則として、審判長、及び事業部長が立ち会うものとする。

　　　　　　　③技術員会は必要に応じて幹事長が招集する。

　　　　　６．監督会議

　　　　　　　①監督会議は本連盟の審議機関で､監督会議選出理事の選出・技術員候補者

の指名などを行う。

　　　　　　　②監督会議は会長・理事長・幹事長・各大学監督を以て構成する。なお

その他の役員は監督会議に出席して意見を述べることができる。

　　　　　　　③監督会議は必要に応じて会長が招集する。

（臨時招集）

第２０条　各会議は構成員の３分の１以上の要求があった場合、および招集者が特に必要

と認めたときは会議の目的を示して随時に招集しなければならない。

（定足数および議決）

第２１条　各会議は招集者が議長となり、構成員の過半数の出席を以って成立し、議決は

出席者の過半数を必要とする。

　　　　　代議員会は構成員の３分の１以上の出席を以って成立する。

　　　　　ただし正常なる通告をしてなお欠席した者は議決は白紙委任したものとみなす。

第２２条　第１９条に定める各会議は、必要に応じ、郵送等によるアンケート・起案・議

決制度を取ることができる。招集､定足数､議決等は第２１条に準ずる。議決を

要する場合は、厳正厳格な文書を以って取り扱い、会議開催による議決と同等

の効力を有するものとする。

第６章　　会　　　計

（資　産）

第２３条　本連盟の資産管理については代議員会の議決を要する。

（経　理）

第２４条　本連盟の維持費、登録費、加盟費、賛助費及び寄附金、その他の収入をもって

これにあてる。

（年　度）

第２５条　本連盟の会計年度は１月１日より１２月末日までとする。

（収　入）

第２６条　本連盟の会費及び登録費其の他は別にこれを定める。

第２７条　一旦納入した会費その他は一切返還しない。

（報　告）

第２８条　会計は会計監査を経て代議員会および理事会に報告し承認を得なければならな

い。

第７章　　規　約　変　更

第２９条　本連盟の規約を改正するには理事の３分の２以上の同意を得て代議員会において３分の２以上の賛成を得なければならない。

第８章　　附　　　則

第３０条　本連盟は､本規約の他に､内規・事業実施細則を設ける。

第３１条　本規約は､平成２９年３月１８日より､これを改正する。

**関東学生卓球連盟・内規**

第　１条　本内規は､関東学生卓球連盟規約に基づき､これを定める。

第　２条　本内規の改廃は､理事会の同意を得て代議員会で決定する。

第１章　　順　守　事　項

第　３条　本連盟の加盟校、役員および登録者は､下記の各項を順守しなければならない。

　　　　　１．本連盟に類似する団体を組織し、あるいは加盟してはならない。  
（但し、役員、部長、監督、コーチを除く）

　　　　　２．本連盟加盟校および登録選手は他の競技団体主催大会に出場する際にも加

盟校のもとに出場しなければならない。  
（但し、役員、部長、監督、コーチを除く）

　　　　　３．本連盟加盟校は大会出場の際、自校卓球部に所属せぬ選手を自校選手とし

て登録したり大会に出場せしめてはならない。

　　　　　　　専門学校及び法律（防衛庁設置法、職業訓練法、農林水産省設置法、国土

交通省設置法等）によって設置された大学校の卓球部の加盟については、

理事会で十分調査の上、同意を得なければならない。

　　　　　４．最終登録年度における登録選手は、その年の１２月３１日までは他学年と  
　　　　　　　同等に、厳格な登録規制を受ける。その後、１月１日から３月３１日まで  
　　　　　　　の３ヶ月間に関しては、事前に書面にて本連盟に対して届け出を行なった  
　　　　　　　場合、本来の所属大学以外のチーム名を用いて試合に出場することを認め  
　　　　　　　る場合もある。

第２章　選手登録期間及び出場資格

第　４条　本連盟登録選手は規約第６条に定める加盟有資格校の学生とし、当該年度の

４月１日現在で２８歳未満の者に限る｡登録期間は通常履修年限とする｡

第　５条　本連盟に所定の手続きを経て登録した選手は全て競技出場資格を有する。

　　　　　但し､停学謹慎中の者､及び休学中の者は､その期間内については出場資格を

与えない。

第　６条　登録に関する基準は次の通りとする。

　　　　　１．基本的に同一校は単一登録とする。

　　　　　２．所在地が他の学連と分かれている場合は別登録とする。

　　　　　３．大学附属（系列）の短大・専門学校の登録については､単一登録・別登録の

いずれの登録形態を取ることも可能とする。但し､一旦決定した登録形態は

正当な理由がない限り､変更することはできない。

　　　　　４．上記基準の厳密な適用が困難な場合には､理事会において判断するものとす

る。

第　７条　｢登録校の変更があった場合の登録可能期間(ｃ)｣は､｢変更後の登録校の通常履

修年限(ｂ)｣より､｢変更前に既に登録した実績の年数(ａ)｣を引いた年数とする｡

｢変更前に既に登録した実績の年数(ａ)｣が｢変更後の登録校の通常履修年限(ｂ)｣

を越える場合においても｢登録校の変更があった場合の登録可能期間(ｃ)｣は､０

年とする｡

　　　　　実例を次の通りあげる｡

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 登録校変更前  　　登録実績  　　（ａ） | 変　更　先 | 登録校変更後  　通常履修年限  　 （ｂ） | 再登録可能期間  　(c)=(b)ｰ(a) |  |
|  | ０ | 短　期　大　学 |  | ２ |  |
|  | １ |  | ２ | １ |  |
|  | ２～６ | （２ 年 制） |  | 再登録不可 |  |
|  | ０ |  |  | ４ |  |
|  | １ | ４ 年 制 大 学 |  | ３ |  |
|  | ２ |  | ４ | ２ |  |
|  | ３ | （４ 年 制） |  | １ |  |
|  | ４～６ |  |  | 再登録不可 |  |
|  | ０ |  |  | ６ |  |
|  | １ |  |  | ５ |  |
|  | ２ | 医 科 歯 科 大 学 |  | ４ |  |
|  | ３ |  | ６ | ３ |  |
|  | ４ | （６ 年 制） |  | ２ |  |
|  | ５ |  |  | １ |  |
|  | ６ |  |  | 再登録不可 |  |
|  | ０ | そ　の　他 | １ | １ |  |
|  | １～６ | (専門学校など) |  | 再登録不可 |  |

その他の場合も､以上の考え方に準じて判断するものとする｡

第　８条　登録団体の変更

　　　　　登録者が、転校、その他の都合で登録団体等を変更する場合は、登録変更申請

することができる。

但し、ここでいうその他の都合とは、学籍を有し本連盟に登録している者が契

約をしているスポンサー企業等に登録名称を変更することを含む。但し、対象

スポンサーは一社に限るものとする。

また、この条項を適用できる登録者は、原則として当該年度４月１日現在の（財）

日本卓球協会ナショナルチームメンバーとする（候補選手は含まない）。

但し、この条項を適用できる登録者の当該年度における団体戦への登録は、一

団体のみとする。

第　９条　上記以外で特例が生じた場合は、例えば当事者よりアピールがあった場合等は

理事会で十分調査し、協議の上、理事会においてこれを定める。

第１０条 外国籍の選手が本連盟に登録する際には在学証明書および外国人登録証明書

（カード）のコピーを提出しなければならない。

　　　　　提出された外国人登録証明書の「在留の資格」欄の内容により、本連盟では外

国籍の選手を次の３種類に大別する。

　　　　　Ａ．日本に永住権を有する者　　　　　　　　　…　「永住者」「特別永住者」

　　　　　Ｂ．一定期間の査証を取得（更新）し、一時的に日本に滞在する留学生

…　「留学・就学」

　　　　　Ｃ．一定期間の査証を取得（更新）し、一時的に日本に滞在する者で、｢留学・

就学｣以外の資格｢研修｣｢短期滞在｣、および、就労が認められている資格を

有する者

　　　　　以上の大別に基づき、本連盟では、それぞれを次の通り取り扱う。

　　　　　Ａ．日本選手との間に、一切の取り扱いの差別を行なわない。

　　　　　Ｂ．「外国人留学生選手」と称し、本連盟への登録は妨げないが、大会出場に関

しては一部制限を受ける場合もある。

　　　　　Ｃ．｢研修｣｢短期滞在｣の資格の者は本連盟への登録を認めない。

　　　　　　　就労が認められている資格の者については、経済的理由等により夜間主

コースの在学資格の者がほとんどなので、当該留学生ごとに理事会におい

て審議の上、登録の可否を決定する。

第３章　　賞　　　罰

第１１条　本連盟登録選手（または学校）で抜群の成績を収めた者（または学校）、後進の

指導に不滅の功績を残した者、及び本連盟の役員で目的達成の為、特に貢献し

た者に対しては理事会の議決により会長が功績賞を贈る。

第１２条　個人の違反に関し悪質な場合は当時校に対しても処罰を加える場合もある。た

だしこの場合は理事会において計り、会長の承認を経なければならない。

第１３条　加盟校に対する罰則は登録選手全員に該当する。

第１４条　本連盟の役員および登録者は、崇高な社会道徳を規範とし、本連盟の責任ある

　　　　　一員としての自覚のもと行動しなければならない。

　　　　　１．本連盟の内外を問わず、素行不良により、または不正不義の行為もしくは

　　　　　　　刑罰法規にふれる行為をして、本連盟の社会的信用を失墜させてはならな

　　　　　　　い。

　　　　　２．法令を順守するとともに本連盟の定める諸規則および指示に従わなければ

　　　　　　　ならない。

　　　　　３．常習喫煙者は、本連盟が派遣する代表選手団のメンバーとして選考しない。

　　　　　　　（但し、役員は除く）

　　　　　４．前各項に順ずる行為をしてはならない。

第１５条　処罰の段階は次の通りとする。

　　　　　１．除　　名

　　　　　２．落　　部（違反の程度による落部数を増減する）

　　　　　３．出場停止（期間を増減する）

　　　　　４．譴　　責（始末書提出）

第１６条　第３条に違反したる者は当該シーズンは出場停止（期間を決める）とし、当該

校は情状により前条２．３．４項のいずれかを適用する。

　　　　　ただし、同条第１項に該当する者は、学生登録選手としての登録は認めない。

第１７条　第４条・第５条に違反した者は、当該当該シーズンは出場停止（期間を決める）

とし、当該校は情状により１５条２．３．４項のいずれかを適用する。

第１８条　第１６条および第１７条の適用に際しては、充分調査し、理事会で決定、会長

の承認を得るものとする。

第１９条　一旦除名された加盟校および登録選手は、１シーズンを経過し理事会の審議を

経て代議員会で許可された場合に限り復する事ができる。

第４章　遠征および合宿規定

第２０条　加盟校が海外遠征を行なう場合には、所定の手続きを履んで届出なければなら

ない（遠征目的、遠征場所、期間、責任者署名捺印）。

第２１条　登録選手が遠征を行なう場合には、前条に準じて届出なければならない。

第５章　　そ　の　他

第２２条　現役学生役員がその職務を怠ったり、または不適当と認めた場合は、幹事会の

議決により変更を求める事ができる。

第２３条　技術員は当該時点における関東学生リーグ戦において１・２部に編成されるチ  
ームの主将とする。年度途中の入替戦によって、３部降格・２部昇格があった場合は、その時点において技術員が変更となる。また、技術員会に際して、主将が欠席する場合は、当該校の代理の代表者を技術員とする。代理の技術員も、主将の技術員同様、議決権（挙手権）を有するものとする。

第２４条　幹事、代議員は当該校の部長もしくは監督の推薦を要する。

第２５条　幹事会の議決権は原則として１チームにつき１とする。

　　　　　幹事の選出基準は、当該年度年頭における関東学生リーグ戦の編成に基づき、

次の通りとする。年度途中の編成変更に伴う幹事の選出義務の変更はないもの

とする。

　　　　　１　部　校　各校１名以上の幹事派遣を義務とする。正当な理由なくして義務

を果たさない場合は、第１５条２・３項のいずれかを適用する。

　　　　　２　部　校　各校１名以上の幹事派遣を義務とするが、幹事派遣が困難な状況

である場合は学連運営補助金を支払うものとする。

　　　　　３部以下校　若干名が幹事となる権利を有する。

第６章　顧問・参与の選出に関する規準

第２６条　本連盟の顧問・参与を選出する規準

　　　　　１．顧問は４０才以上で下記の各項に該当する者の中より推薦する。

　　　　　（イ）かつて本連盟の会長、もしくは副会長および参与の経歴を有する者。

　　　　　（ロ）各校の部長、もしくはその経歴を有する者。

　　　　　（ハ）各校のＯＢ会会長､もしくは副会長の資格を有し、もしくは有している者。

　　　　　（ニ）特に本連盟の運営に功労のあった者、もしくは本連盟出身の著名選手で

あった者。

　　　　　２．参与は３０才以上で下記の各項に該当する者の中より推薦する。

　　　　　（イ）過去および現在において各校監督の経歴を有する者。

　　　　　（ロ）各校の選出した学連役員および主将の経歴を有したる者。

　　　　　（ハ）特に功労ありたる者。

第７章　役員職務分担

第２７条　本連盟の役員は次の通り職務分担を行う。

　　　　　１、総務本部

（１）総務・広報委員

本連盟のフロント的役割を受け持ち、理事会の議題のまとめ・議事

録の発送、その他の業務・庶務運営面と広報面を担当する｡

（２）普及・ルール委員

本連盟の普及および活性化と、大会事業における、審判・ルールお  
よびマナー面を担当する。必要に応じ、理事以外の者を委員として委嘱し構成員とする場合もある。

　　　　　２、事業本部

（１）大会事業委員

リーグ戦をはじめ各大会の運営面および活性化対策を担当する。  
必要に応じ、理事以外の者を委員として委嘱し構成員とする場合もある。

　　　　　３、強化本部

（１）強化委員

本連盟の選手強化を担当する。必要に応じ、理事以外の者を委員と

して委嘱し構成員とする場合もある。

　　　　　４、財務本部

（１）会計委員

本連盟の会計面を担当する。

　　　　　５、職務分担運営は以下の通りとする。

（１）各本部は本部長を選任し、ビジョンを定め、各部長および委員長の諮

問に応じ指導する。

（２）各部は部長を選任し、本部長の指導のもと、各委員会を運営する。

（３）各委員は委員長・副委員長を選任し、委員会として活動し担当職務を

遂行する。

第８章

第２８条　規約・内規に定めていない事項で、問題・疑義が生じた場合は、理事会におい

て充分協議し、本連盟の目的に照らし解決を計るものとする。

第２９条　本内規は平成２７年７月２６日よりこれを改正する。

**関東学生卓球連盟・事業実施細則**

第　１条　目的

　　　　　本事業実施細則は関東学生卓球連盟規約に基づき、同規約を補うものとして

ここに定める｡

第　２条　関東学生卓球新人選手権大会（主催　関東学生卓球連盟）

　　　　　１．種目

　　　　　　　男子ダブルス・女子ダブルス

　　　　　　　男子シングルス・女子シングルス

　　　　　２．試合方法

　　　　　　　全種目トーナメント方式

　　　　　　　本大会は全て５ゲームスマッチで行う。

　　　　　　　又、本大会のダブルスは同校の選手同士で組まなければならない｡

　　　　　３．出場資格

　　　　　　　過去に全日本学生選手権大会､及び全日本学生選抜選手権大会のいずれに

も出場していない者。

　　　　　４．シード規定

　　　　　　　（１）前年度インターハイランキングシングルス１６位まで、  
ダブルス８位まで

　　　　　　　（２）前年度全日本選手権大会ランキングシングルス１６位まで､  
ダブルス８位まで

　　　　　　　（３）前々年度全日本ジュニアランキング８位まで(シングルスのみ)

　　　　　　　（４）○前年度全日本選手権大会シングルスベスト３２､  
ダブルスベスト１６

　　　　　　　　　　○前年度高校各地域ブロック大会（関東大会、近畿大会、等）

ランキングシングルス８位まで、ダブルス４位まで

　　　　　　　　　　○前年度当該大会シングルスベスト８､ダブルスベスト４まで｡

　　　　　　　　　　○世界ランキング３００位以内かつ上位から４名まで  
（本大会シード会議の１週間前のランキング。シングルスのみ対象）

　　　　　　　まず、（１）～（３）に関しては､優先順位としてシードを決定する。

（４）に関しては、シード会議に出席した技術員の過半数によって、

シード順位を決定する。

　　　　　　　ダブルスにおいては、両者の内の一方が規定のランキングを保持していれ

ば認められる。又、必要に応じてシングルスのランキングも参考にする事

が出来る。

　　　　　５．他大会への推薦

　　　　　　　シングルスベスト４､ダブルス２位以内は、当該年度全日本大学総合卓球

選手権大会・個人の部に関東学連より推薦する。但し､外国人留学生は除く。

第　３条　関東学生卓球選手権大会（主催　関東学生卓球連盟）

　　　　　１．種目

　　　　　　　男子ダブルス・女子ダブルス

　　　　　　　男子シングルス・女子シングルス

　　　　　２．試合方法

　　　　　　　全種目トーナメント方式｡

　　　　　　　男子シングルスにおいて６４シードを得たもの､女子シングルスにおいて

３２シードを得たものを､それぞれスーパーシード権保持者とする｡

　　　　　　　最も近いスーパーシード権保持者同士は､勝ち上がれば､２試合目に対戦

するように組み合わされるものとする｡

　　　　　　　本大会は男女シングルスにおいてベスト８決定戦より７ゲームスマッチと

する。それ以外は全て５ゲームスマッチとする。

　　　　　　　又、本大会のダブルスは同校の選手同士で組まなければならない｡

　　　　　３．出場資格

　　　　　　　本連盟登録選手は全員出場資格を有する。

　　　　　４．シード規定

　　　　　　　（１）前年度当該大会ランキングシングルス１６位まで､

ダブルス８位まで

　　　　　　　（２）前年度全日本選手権大会シングルスベスト１６まで､

ダブルスベスト８まで

　　　　　　　（３）前年度全日本学生選抜選手権大会シングルス１６位まで

　　　　　　　（４）前年度全日本学生選手権大会ランキングシングルス１６位まで、

ダブルス８位まで

　　　　　　　（５）○前年度全日本選手権大会シングルスベスト３２まで､

ダブルスベスト１６まで

　　　　　　　　　　○当該年度新人戦シングルスベスト８､ダブルスベスト４まで｡

　　　　　　　　　　○前年度当該大会シングルスベスト３２、ダブルスベスト１６

　　　　　　　　　　○世界ランキング３００位以内かつ上位から４名まで  
（本大会シード会議の１週間前のランキング。シングルスのみ対象）

　　　　　　　　　　○前年度全日本学生選手権大会シングルスベスト３２まで､  
ダブルスベスト１６まで

　　　　　　　　　　○ 前年度インターハイランキングシングルス８位まで  
　　　　　　　まず、（１）～（４）に関しては､優先順位としてシードを決定する。

　　　　　　　（５）に関しては、シード会議に出席した技術員の過半数によって、

　　　　　　　シード順位を決定する。

　　　　　　　又、ダブルスにおいて、ペアー変更によって両者の内の一方、又は両方が

規定のランキングを保持している場合でも参考資料に留めるものとする。

　　　　　５．他大会への推薦

　　　　　　　シングルスランキング１６位まで、ダブルスランキング８位までは、当該

年度全日本学生選手権大会に関東学連より推薦する。但し､外国人留学生は

除く。

第　４条　全日本大学総合卓球選手権大会・団体の部（全日本大学対抗卓球選手権大会）  
（主催　日本学生卓球連盟）

　　　　　１．種目

　　　　　　　男子団体戦・女子団体戦

　　　　　２．試合方法

　　　　　　　関東地区予選はトーナメントを基本とするが､予選参加数と予選通過枠数

に応じて､柔軟に対応する｡

　　　　　　　本大会は､全出場校が１ブロック３校編成の第１ステージ（リーグ戦）を

行い､その結果､上位２校が第２ステージ（トーナメント）に進出する。

　　　　　　　関東地区予選･本大会ともに､男女とも１複４単で行う。但し､３番をダブル

スとし１・２番でダブルスを組むことはできない。

　　　　　３．登録規定

　　　　　　　（１）出場人数

　　　　　　　　　　各校は部長１名・監督１名・コーチ１名・主務１名・選手は主将

以下７名以内とする。

　　　　　　　（２）ベンチには前項の者しか入れない。

　　　　　　　　　　選手は日学連登録済みの大学生であること。

　　　　　　　　　　部長・監督・コーチ・主務に関しては特に規定を設けない。

　　　　　　　　　　（社会人・学生等を問わず、又、選手兼任でも良い）

関東地区予選と本大会では登録選手を変更しても良い｡

関東地区予選においては、選手の変更は一切認めない。

本大会においては、選手変更がある場合は、大会要項等により定めら

れた日時までに所定の用紙に記入の上、提出することによって選手

変更が認められる。

　　　　　　　　　　部長・監督・コーチ・主務の変更は所定の用紙に記入の上､審判長に

申請し、許可を得るものとする。

　　　　　　　（３）外国人留学生選手に関しては､ベンチエントリーは２名まで、出場は

そのうち１名の単複いずれか１回に限る。

　　　　　４．出場資格

　　　　　　　（１）前年度当該大会ランキング８位までは無条件出場。

　　　　　　　（２）当該年度春季関東学生リーグ戦成績表において､無条件出場校を除い

た上での１部校、及び２部４位までは関東学連より推薦。

　　　　　　　（３）予選通過校。  
　　　　　　　但し、「（３）予選通過校」は､最低男女各３校を保障する。  
　　　　　　　その場合、「（２）関東学連推薦」が、２部３位以上に変更される。

　　　　　５．シード規定

　　　　　　　（１）関東地区予選

　　　　　　　　　　①前年度本大会出場校

　　　　　　　　　　②当該年度春季関東学生リーグ

　　　　　　　（２）本大会第１ステージ（リーグ戦）組み合わせ方法

　　　　　　　　　　①第１ステージ（リーグ戦）の組み合わせは､第１ステージ（リーグ

戦）組み合わせ会議において決定する｡

　　　　　　　　　　②各ブロックの１段目

　　　　　　　　　　　Ａ～Ｈブロック

　　　　　　　　　　　　前年度ランキング校(ベスト８)を

　　　　　　　　　　　　Ａブロック 前年度１位校(優勝校)

　　　　　　　　　　　　Ｂブロック 前年度２位校(準優勝校)

　　　　　　　　　　　　Ｃブロック 前年度３位校

　　　　　　　　　　　　　　：

　　　　　　　　　　　　Ｈブロック 前年度８位校

　　　　　　　　　　　　の順に入れる。

　　　　　　　　　　　Ｉ～Ｐブロック

　　　　　　　　　　　　前年度ベスト１６に入った８校を抽選で入れる。

　　　　　　　　　　　　但し､前年度ベスト１６に入った学校で当該年度の本大会に

出場していない学校があれば､前年度ベスト３２の中から構成

員の話し合いによって強いと思われる学校を選出する｡

　　　　　　　　　　③各ブロックの２段目

　　　　　　　　　　　　前年度ベスト３２に入った１６校を抽選で入れる。

　　　　　　　　　　　　但し､前年度ベスト３２に入った学校で､１段目に既に入ってい

る学校､あるいは当該年度の本大会に出場していない学校があ

れば､その他の中から構成員の話し合いによって強いと思われ

る学校を選出する｡

　　　　　　　　　　　　抽選にあたっては､地域性を考慮し､できるだけ同一学連同士が

１段目と２段目において重複しないようにする。

　　　　　　　　　　　　また､２段目の学校を抽選する段階で､団体戦(当該年度各学連

　　　　　　　　　　　　リーグ戦等)において特に顕著な成績を持っている学校がある

場合は､出席した構成員の３分の２以上の賛成をもってＩ～Ｐ

ブロック(前年度ベスト１６)の中で抽選することができる。

　　　　　　　　　　④各ブロックの３段目

　　　　　　　　　　　　残る１６校を抽選で入れる。

　　　　　　　　　　　　抽選にあたっては､地域性を考慮し､できるだけ同一学連同士が

重複しないようにする。

　　　　　　　（３）本大会第２ステージ（トーナメント）組み合わせ方法

　　　　　　　　　　①第２ステージ（トーナメント）の組み合わせは､第１ステージ

（リーグ戦）終了後､審判長及び第２ステージ（トーナメント）

出場校の責任者出席のもとで決定する。

　　　　　　　　　　②第１ステージ（リーグ戦）１位通過校（１６校）

　　　　　　　　　　　Ａブロック　１番（第１シード）に入れる。

　　　　　　　　　　　Ｂブロック　３２番（第２シード）に入れる。

　　　　　　　　　　　Ｃ・Ｄブロック

　　　　　　　　　　　　抽選にて１６番､または１７番（第３～第４シード）に入れる。

　　　　　　　　　　　Ｅ・Ｆ・Ｇ・Ｈブロック

　　　　　　　　　　　　抽選にて８番､９番､２４番､２５番（第５～第８シード）に入れ

る。

　　　　　　　　　　　Ｉ～Ｐブロック

　　　　　　　　　　　　抽選にて４番､５番､１２番､１３番､２０番､２１番､２８番､

２９番（第９～第１６シード）に入れる。

　　　　　　　　　　③第１ステージ（リーグ戦）２位通過校（１６校）

　　　　　　　　　　　第１ステージ（リーグ戦）２位通過校は､第１ステージ（リーグ戦）

で対戦したチームと反対側のトーナメントゾーンに振り分けて

抽選する｡

　　　　　　　　　　④抽選については予備抽選を行って抽選の順番を決めた後、本抽選

に入る。予備抽選を引く順番は第１ステージ（リーグ戦）のプログ

ラム番号の若い順とする。

　　　　　　　　　　　また､第２ステージ（トーナメント）の抽選に関しては地域性は

一切考慮しない。

　　　　　６．その他

　　　　　　　予選通過校は本大会への出場を義務とする｡

　　　　　　　正当な理由なくして本大会に出場しなかった場合､罰則を受ける可能性が

ある｡

　　　　　　　無条件出場､及び関東推薦の資格を保持している学校で､本大会出場を辞退

する場合は､予選申し込み期日までに､その旨を学連に通知しなければなら

ない｡これを怠った場合も､罰則を受ける可能性がある｡

第　５条　全日本大学総合卓球選手権大会・個人の部（全日本学生卓球選手権大会）  
（主催　日本学生卓球連盟）

　　　　　１．種目

　　　　　　　男子ダブルス・女子ダブルス

　　　　　　　男子シングルス・女子シングルス

　　　　　２．試合方法

　　　　　　　全種目トーナメント方式

　　　　　　　関東地区予選は全て５ゲームスマッチとする。

　　　　　　　本大会は男女シングルスにおいてランキング決定戦より７ゲームスマッチ

とする。それ以外は全て５ゲームスマッチとする。

　　　　　　　又、本大会のダブルスは同校の選手同士で組まなければならない｡

　　　　　３．出場資格

　　　　　　　（１）前年度当該大会ランキングシングルス１６位まで、ダブルス８位

までは無条件出場

　　　　　　　（２）前年度全日本学生選抜選手権大会シングルス決勝トーナメント進出

者１６名は無条件出場

　　　　　　　（３）前年度全日本選手権大会ランキングシングルス１６位まで､ダブルス

８位までは無条件出場

　　　　　　　（４）当該年度開催のオリンピック夏季大会、またはユニバーシアード夏  
季大会の代表選手は､単複ともに（複はパートナーを問わず）無条件出場。

　　　　　　　（５）当該年度関東学生選手権大会ランキングシングルス１６位まで、

ダブルス８位までは関東学連より推薦

　　　　　　　（６）当該年度関東学生新人選手権大会シングルスベスト４､ダブルス

２位以内は関東学連より推薦

　　　　　　　（７）前年度秋季、及び当該年度春季関東学生リーグ戦１部殊勲賞・

敢闘賞・優秀選手賞・最優秀新人賞はシングルスへ、最優秀ペアー

賞はダブルスへ、それぞれ関東学連より推薦

　　　　　　　（８）前年度会長杯争奪卓球大会（Ａ・Ｂ両ブロック共）優勝者、及び

優勝ペアーは関東学連より推薦  
　　　　　　　（９）前年度関東学生チームカップＡブロック優勝チームで５勝以上をあ  
　　　　　　　　　　げた選手中よりチーム代表者（監督）が選んだ１名を、シングルス  
　　　　　　　　　　へ関東学連より推薦。

　　　　　　　（10）理事会から特に推薦すべきであると認められた者

　　　　　　　（11）予選通過者

　　　　　　　但し､日学連登録済みの大学生の内､日本国籍を有する者、及び永住権を有

する者に限る。外国人留学生選手は､関東地区予選･本大会とも出場できな

い。

　　　　　４．シード規定

　　　　　　　（１）関東地区予選

　　　　　　　　　　①関東学生シングルスベスト３２、及びダブルスベスト１６

　　　　　　　　　　②前年度全日学出場者、及び出場ペアー

　　　　　　　（２）本大会

　　　　　　　　　　①前年度当該大会ランキングシングルス１６位まで､ダブルス８位

まで

　　　　　　　　　　②前年度全日本学生選抜選手権大会シングルス１６位まで

　　　　　　　　　　③前年度全日本選手権大会ランキングシングルス１６位まで、ダブ

ルス８位まで

　　　　　　　　　　④当該年度各学連選手権大会（参考資料）

　　　　　　　　　　但し､シード会議に出席した構成員の３分の２以上の賛成をもって

シード順位を入れ替えることができるものとする。

　　　　　　　　　　しかし､その場合でも､前年度当該大会当該種目において保持して

いるランキンググループ（１位・２位・ベスト４・ベスト８・ベス

ト１６）は確保されなければならない。

　　　　　　　　　　又、ダブルスにおいて、ペアー変更によって両者の内の一方、又は

両方が規定のランキングを保持している場合でも参考資料に留める

ものとする｡

　　　　　５．その他

　　　　　　　予選通過者(ペアー)は本大会への出場を義務とする｡

　　　　　　　正当な理由なくして本大会に出場しなかった場合､罰則を受ける可能性が

ある｡

　　　　　　　無条件出場､及び関東推薦の資格を保持している者(ペアー)で､本大会出場

を辞退する場合は､予選申し込み期日までに､その旨を学連に通知しなけれ

ばならない｡これを怠った場合も､罰則を受ける可能性がある｡

第　６条　全日本学生選抜卓球選手権大会

　　　　　１．種目

　　　　　　　男子シングルス・女子シングルス

　　　　　２．試合方法

　　　　　　　（１）出場予選

　　　　　　　　　　男女各４８名を越えた参加申し込みがあった場合は､外国人留学生

を対象とした出場予選を行ない､出場者を男女各４８名に絞り込む。

　　　　　　　（２）第１ステージ（リーグ戦）

　　　　　　　　　　男女各４８名以内の参加者を８ブロックに割り振り､第１ステージ

（リーグ戦）を行なう。

　　　　　　　（３）第２ステージ（トーナメント）

　　　　　　　　　　第１ステージ（リーグ戦）１位、２位通過者・男女各１６名で

第２ステージ（トーナメント）を行なう。３位決定戦も行なう。

　　　　　　　出場予選と第１ステージ（リーグ戦）は５ゲームスマッチ、第２ステージ

（トーナメント）は７ゲームスマッチとする。

　　　　　３．出場資格

　　　　　　　（１）当該年度全日本大学総合卓球選手権大会・個人の部シングルス  
ランキング１６位まで。

　　　　　　　（２）前年度全日本学生選抜卓球選手権大会ベスト８以上。

　　　　　　　（３）本連盟に登録済みの外国人留学生。

　　　　　　　　　　（日学連内規・3条に定める「B.外国人留学生選手」、「C.就労が認め  
られている資格のもので、理事会での登録を認めたもの））

　　　　　　　（４）主管学連推薦者・男女各４名ずつ。

　　　　　　　（５）各学連（主管学連以外）推薦者・男女各２名ずつ

（６）当該年度日本リーグ・日学連・高体連合同強化事業の成績優秀選手

（全体順位の１位から３位）・男女各３名ずつ

（７）日学連強化委員会推薦者。

　　　　　　　但し､全日本大学総合卓球選手権大会・個人の部でランク入りした日本人

選手に関しては､原則として本大会への出場を義務とする。止むを得ない

事情がある場合は､その理由を記した欠場届けを本連盟に提出しなければ

ならない。無断で本大会を欠場した場合､及びその理由が正当でないと判断

された場合は罰則を課す場合がある。

また､日学連強化委員会推薦者は全日本大学総合卓球選手権大会・個人の部

ランカーの欠場の補充とし､両者の合計は１６名とする。

（８）参加申し込みが男女各４８名に満たない場合にその不足人数分の

主管支部補欠推薦者

　　　　　４．シード規定

　　　　　　　（１）出場予選

　　　　　　　　　　男女各４８名を越えた参加申し込みがあった場合は､その超過人数

分の出場予選を行なう。出場予選の組み合わせは､過去の実績を持た

ない外国人留学生による無作為抽選で決定する。

　　　　　　　（２）第１ステージ（リーグ戦）

　　　　　　　　　①次の優先順位に従い、各ブロックの各段に選手を割り当てる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 段目 | 優先順位 | 対象 |
| １ | １ | 当該年度全日本大学総合卓球選手権大会（個人の部）シングルスランキング１～８位の選手 |
| ２ | 上記に欠場があった場合に同ランキング９位以下の選手 |
| ２ | ３ | 同ランキング９～１６位の内１段目に入らなかった選手 |
| ４ | 強化委員会推薦者 |
| ３ | ５ | 合同強化事業の成績優秀選手（最大３名） |
| ６ | 前年度全日本学生選抜卓球選手権大会ベスト８以上で上位の選手 |
| ７ | 外国人留学生選手 |
| ８ | 主管支部推薦者（最大４名）または主管支部補欠推薦者 |
| ４ | ９ | ３段目の優先順位の対象の内３段目に入らなかった選手 |
| ５・６ | １０ | 各支部（主管支部以外）推薦者（１６名） |

　　　　　　　　　②１段目はランキング１位をＡブロックに、２位をＢブロックに、３位以下を同様に割り当てる。

　　　　　　　　　③２段目以下は抽選により割り当てる。なお出来るだけ同じ大学の選手が同じブロックにならないよう考慮する。また５・６段目において同じ支部の選手が同じブロックにならないよう考慮する。

　　　　　　　（３）第２ステージ（トーナメント）

　　　　　　　　　①第１ステージ（リーグ戦）で上位２名以内に入った選手・男女各１６

名で第２ステージ（トーナメント）を行なう。

　　　　　　　　　②第１ステージ（リーグ戦）１位通過者（８名）

　　　　　　　　　　Ａブロック

　　　　　　　　　　　１番（第１シード）に入れる

　　　　　　　　　　Ｂブロック

　　　　　　　　　　　１６番（第２シード）に入れる

　　　　　　　　　　Ｃ・Ｄブロック

　　　　　　　　　　　抽選にて８番、または９番（第３～第４シード）に入れる

　　　　　　　　　　Ｅ・Ｆ・Ｇ・Ｈブロック

　　　　　　　　　　　抽選にて４番、５番、１２番、１３番（第５～第８シード）に

入れる。

　　　　　　　　　③第１ステージ（リーグ戦）２位通過者（８名）

　　　　　　　　　　第１ステージ（リーグ戦）２位通過者は、第１ステージ（リーグ戦）

で対戦した選手と反対側のトーナメントゾーンに振り分けて抽選

する。

　　　　　　　　　④抽選においては、第１ステージ（リーグ戦）の再戦を決勝まで回避

する点以外は無作為抽選を原則とする。同じ大学の選手の対戦や

全日本学生で対戦した選手との再戦も妨げない。抽選にあたっては､

第１ステージ（リーグ戦）の順（Ａ～Ｈ）に予備抽選を行なった後､

本抽選を行なうものとする。

第　７条　会長杯争奪卓球大会（主催　関東学生ＯＢ卓球連盟）

　　　　　１．種目

　　　　　　　男子ダブルス・女子ダブルス

　　　　　　　男子シングルス・女子シングルス

　　　　　２．ブロック分け

　　　　　　　　Ａブロック　当該年度秋季関東学生リーグ戦１～２部校

　　　　　　　　Ｂブロック　当該年度秋季関東学生リーグ戦３部～編成外校

　　　　　　　秋季リーグ戦後の入替戦の結果は､本大会のブロック分けには関係しない｡

　　　　　３．試合方法

　　　　　　　全種目トーナメント方式

　　　　　　　本大会は全て５ゲームスマッチで行う。

　　　　　　　又、本大会のダブルスは同校の選手同士で組まなければならない｡

　　　　　４．出場資格

　　　　　　　当該年度の全日本学生選手権大会､及び全日本学生選抜選手権大会のいず

　　　　　　　れにも出場していない者

　　　　　５．シード規定

　　　　　　　本大会はブロックの移動など､他大会と比較し不確定要素が多いため､厳密

　　　　　　　なシード規定を制定しない｡但し､次の３点を考慮し､強さのバランスを

　　　　　　　取ることを基本とする｡

　　　　　　　（１）前年度､及びそれ以前の全日本学生選手権大会出場者

　　　　　　　（２）当該年度秋季リーグ戦所属部

　　　　　　　（３）前年度当該大会当該種目上位進出者（シングルスはベスト８、ダブ

　　　　　　　　　　ルスはベスト４）

　　　　　　　（４）当該年度関東学生選手権シングルスベスト３２､ダブルスベスト１６

　　　　　６．他大会への推薦

　　　　　　　優勝者、及び優勝ペアーは、次年度全日本学生選手権大会に関東学連より

　　　　　　　推薦する。但し､外国人留学生は除く。

第　８条　関東学生卓球リーグ戦（主催　関東学生卓球連盟）

１．リーグ戦出場資格

1. 本連盟登録選手中より毎年(毎季)リーグ戦出場者として定められた期日(登録〆切日)迄に登録された１５名以内の者に限る｡但し､特別の理由があり､理事会において承認された場合には追加登録を認めることができる。
2. リーグ戦登録がない選手を出場させた場合には､その試合においてそのチームが失格するものとする。
3. 試合成立に必要な人数に１名足りない場合には､１番を失格（不戦敗）扱いとし､２番以降の試合を有効とする。  
   試合成立に必要な人数に２名足りない場合には､１～２番を失格（不戦敗）扱いとし､３番以降の試合を有効とする。  
   ６単１複の場合、試合成立に必要な人数（６人）に３名足りない場合（＝３人の場合）には､１～３番を失格（不戦敗）扱いとし､４番以降の試合を有効とする。  
   試合成立可能限界以上に足りない場合は､その試合において､そのチームは不戦敗とする。  
   なお､不足の場合は、相手チームがオーダーを作成する前に、不戦敗である旨を相手チームに伝えなければならない。  
   また､両チームとも１名不足の場合で､２～５番の試合結果が２勝２敗となった場合は､４試合の得失ゲーム数の勝率計算により､勝敗を決する。得失ゲーム数の勝率も同じだった場合は､得失ポイント数の勝率計算により､勝敗を決する。得失ポイント数の勝率も同じだった場合は､くじによって勝敗を決する。
4. 監督、コーチ、主務の変更は文書をもって提出し許可を得ること。

２．使用ルール

　　現行の日本卓球ルールを以って行なう。

但し､成績順位の決定方法に関しては「５．成績順位の決定」に従うものとする。

また､促進ルールに関しては､｢１ゲームが開始後､5分を経過した時点で両者の得点

(ポイント)の和が10点未満の時､直ちに適用される｣という特別ルールと現行の日本卓

球ルールとを併用する｡

３．競技方法

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 男子１～３部、女子１・２部 | 男子４部以下・女子３部以下 |  |
|  | 試合方式 | 4点先取7点制  　　　(６単１複) | ３点先取５点制  　　　　(４単１複) |  |
|  | 複の位置 | ４　　番 | ３　　番 |  |
|  | 複出場者  の単出場  に関わる  制　限 | いずれか一方しか前半  (1～3番)に出場できない | いずれか一方しか前半  　　(1番･2番)に出場できない |  |
|  | 外国人 | ベンチエントリーは２名まで､出場はその内の１名とする | |  |
|  | 留学生  選手に  関わる  制 限 | その１名の､単複いずれか  　　　　　１回の出場に限る | 特になし |  |

４．対戦順序

　　イ．男女１部に関しては､次の通りとする｡

第１試合 　　第２試合 　　第３試合 　　第４試合 　　第５試合

１－８ １－７ １－６ １－５　　　　１－４

２－７　　　　２－８ ２－５ ２－６ ２－３

３－６　　　　３－５　　　　３－８　　　　３－７　　　　５－８

　４－５ ４－６ ４－７ ４－８　　　　６－７

第６試合 　　第７試合

　　　　　１－３　　　　１－２

　　　　　２－４　　　　３－４

　　　　　５－７　　　　５－６

　　　　　６－８　　　　７－８

　　ロ．男女２部に関しては､次の通りとする｡

第１試合 　　第２試合 　　第３試合 　　第４試合 　　第５試合

１－６ １－５ １－４ １－３ １－２

２－４ ２－３ ２－５ ２－６ ３－４

３－５ ４－６ ３－６ ４－５ ５－６

　　ハ．男女３部以下に関しては､特に対戦順序を強制しないので､各ブロックを構成する

　　　　各校の合意の基に､決定すること｡

５．成績順位の決定

イ．各リーグ戦の順位は､最多勝チームが第１位となり､順次勝ち数の多い順とする。

ロ．同一リーグ内で２チーム以上の勝ち数が同じ場合は､その２チーム以上の相互間

の対戦成績のみを抜き出し､当該校間の直接対決の結果によって順位を決定する｡

一度の「抜き出し」で順位が決定しない場合は、さらにその当該校間の直接対決  
　　　　の結果を抜き出し、その勝敗によって順位を決定する。

ハ．上記イ・ロの計算によって２チームだけが同率になった場合は､その２者間の勝者  
が上位となる。

ニ．上記イ・ロの計算によっても３チーム以上が同じ勝ち数で並び､それ以上､勝ち数  
での順位決定が不可能となった場合は､当該校間の得失点から勝率を算出し､勝率  
の良い順に順位を決定する。

ホ．上記ニの勝率計算において、チームの得失点から算出された勝率が同じだった場  
合は、該当する直接対決の対戦における個々の試合の得失ゲーム数から勝率を算出する｡

さらに、これが同じ場合は､得失ポイント数から勝率を算出する。

ヘ．上記でも順位が決定しない場合は､くじにより順位を決定する。

例１

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ | Ｈ | 勝敗 | 順位 |
| Ａ |  | ○4-1 | ●0-4 | ●3-4 | ○4-1 | ○4-2 | ○4-3 | ○4-3 | ５－２ |  |
| Ｂ | ●1-4 |  | ●0-4 | ○4-0 | ○4-3 | ○4-2 | ○4-1 | ○4-1 | ５－２ |  |
| Ｃ | ○4-0 | ○4-0 |  | ●3-4 | ○4-3 | ○4-2 | ○4-1 | ●2-4 | ５－２ |  |
| Ｄ | ○4-3 | ●0-4 | ○4-3 |  | ●1-4 | ○4-3 | ○4-2 | ○4-1 | ５－２ |  |
| Ｅ | ●1-4 | ●3-4 | ●3-4 | ○4-1 |  | ○4-3 | ○4-2 | ○4-0 | ４－３ | 5 |
| Ｆ | ●2-4 | ●2-4 | ●2-4 | ●3-4 | ●3-4 |  | ○4-2 | ○4-0 | ２－５ | 6 |
| Ｇ | ●3-4 | ●1-4 | ●1-4 | ●2-4 | ●2-4 | ●2-4 |  | ●1-4 | ０－７ | 8 |
| Ｈ | ●3-4 | ●1-4 | ○4-2 | ●1-4 | ●0-4 | ●0-4 | ○4-1 |  | ２－５ | 7 |

・５勝２敗で､Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの４校が並ぶ。

・４勝３敗のＥが５位、０勝７敗のＧが８位。

・２勝５敗で､Ｆ・Ｈの２校が並ぶが､２校の直接対決の結果､勝ったＦが６位､敗れた  
Ｈが７位。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | 勝敗 | 順位 |  |
|  | Ａ |  | ○4-1 | ●0-4 | ●3-4 | １－２ |  |  |
|  | Ｂ | ●1-4 |  | ●0-4 | ○4-0 | １－２ |  |  |
|  | Ｃ | ○4-0 | ○4-0 |  | ●3-4 | ２－１ |  |  |
|  | Ｄ | ○4-3 | ●0-4 | ○4-3 |  | ２－１ |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

・５勝２敗で並んだＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄの４校の直接対決の結果を抜き出す。

・２勝１敗でＣ・Ｄの２校が並ぶが､２校の直接対決の結果､勝ったＤが１位､敗れた  
Ｃが２位。

・１勝２敗でＡ・Ｂの２校が並ぶが､２校の直接対決の結果､勝ったＡが３位､敗れた  
Ｂが４位。

例２

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 同率校 |  |  |
| Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | 勝敗 | 間勝率 | 順位 |  |
|  | Ａ |  | ○4-1 | ○4-1 | ○4-0 | ○4-1 | ○4-1 | ５－０ | ------- | 1 |  |
|  | Ｂ | ●1-4 |  | ○4-0 | ○4-0 | ○4-1 | ○4-0 | ４－１ | ------- | 2 |  |
|  | Ｃ | ●1-4 | ●0-4 |  | ○4-1 | ○4-3 | ○4-0 | ３－２ | ------- | 3 |  |
|  | Ｄ | ●0-4 | ●0-4 | ●1-4 |  | ●3-4 | ○4-2 | １－４ | ７－６ | 4 |  |
|  | Ｅ | ●1-4 | ●1-4 | ●3-4 | ○4-3 |  | ●3-4 | １－４ | ７－７ | 5 |  |
|  | Ｆ | ●1-4 | ●0-4 | ●0-4 | ●2-4 | ○4-3 |  | １－４ | ６－７ | 6 |  |

・５勝０敗のＡが１位、４勝１敗のＢが２位、３勝２敗のＣが３位。

・１勝４敗で､Ｄ・Ｅ・Ｆの３校が並び､直接対決の結果は３校とも１勝１敗となる。

・Ｄ・Ｅ・Ｆ､３校の直接対決の結果を抜き出し､得失点から勝率を算出する。

Ｄ：７÷６＝１、１６･･･

Ｅ：７÷７＝１、００

Ｆ：６÷７＝０、８５･･･

・勝率の良い順に､Ｄが４位､Ｅが５位､Ｆが６位となる。

６．昇降部について

　　イ．１部最下位校と２部優勝校は自動入れ替えとする。１部７位校と２部２位校で

入替戦を行なう。但し、次季編成表における並び順は、前季成績表の順とする。

　　ロ．２部最下位校と３部Ａ・Ｂブロックの優勝校間で対戦した勝者と入替戦を行なう。

ハ．３部のＡ・Ｂ各ブロックの最下位校は、４部のＡＢＣＤ各ブロック間の優勝校間

　　　　で対戦した上位２校とそれぞれ入替戦を行なう。

　　　　尚､優勝校間の上位２校を決定する試合の組み合わせ､及び入替戦の対戦相手は

　　　　抽選で決定する｡

　　ニ．４部のＡＢＣＤ各ブロックの最下位校は、５部ＡＢＣＤ各ブロック間の優勝校と

　　　　入替戦を行なう。

　　　　尚､入替戦の対戦相手は抽選で決定する｡

　　ホ．５部ＡＢＣＤ各ブロックの最下位校は、６部ＡＢＣＤＥ…の各ブロック間の優勝  
　　　　校間で対戦した上位４校とそれぞれ入替戦を行なう。

　　　　尚､優勝校間の上位４校を決定する試合の組み合わせ､及び入替戦の対戦相手は

抽選で決定する｡  
　　ヘ．６部に新加盟で増加した場合は、５ないし６校にて各ブロックを編成し、将来

　　　　必要に応じて７部を編成する。

　　ト．編成上､上位部のブロック数が下位部のブロック数より多い場合は､上位部各ブロ  
　　　　ックの最下位校より

　　　　(1)リーグ戦未登録による｢編成上の穴｣を埋める

　　　　(2)棄権校を降部させる  
　　　　(3)各ブロックでの結果により､勝敗成績の良い学校(０勝５敗よりは１勝４敗､等)

を優先的に残留対象､悪い学校を優先的に入替戦対象とする。

　　　　(4)得失点成績の良い学校(６得点１５失点（６÷１５＝0.4）よりは７得点１４失点

（７÷１４＝0.5）､等)を優先的に残留対象､悪い学校を優先的に入替戦対象と

する。

　　　　(5)抽選により入替戦出場校と無条件残留校を決定する､

　　　　という優先順位に沿って､上位部､下位部双方の入替戦出場校数を同一に調整した

　　　　後に､抽選にて対戦相手を決定し､入替戦を行う｡

　　チ．上位部､下位部における試合方式が異なる場合は､上位部の方式で入替戦を行う｡  
　　　　但し､その入替戦へ進出するための下位部内の決定戦においては､下位部の方式を

　　　　採用する｡

　　リ．次季リーグ戦編成については今季成績によって配列した上、下記の図の例に

　　　　従って行なう。

２ブロック(Ａ･Ｂ)の場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 今季成績表 | Ａ | Ａ１位 | Ａ２位 | Ａ３位 | Ａ４位 | Ａ５位 | Ａ６位 |  |
|  | Ｂ | Ｂ１位 | Ｂ２位 | Ｂ３位 | Ｂ４位 | Ｂ５位 | Ｂ６位 |  |

**↓**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 次季編成表 | Ａ | Ｂ１位 | Ａ２位 | Ｂ３位 | Ａ４位 | Ｂ５位 | Ａ６位 |  |
|  | Ｂ | Ａ１位 | Ｂ２位 | Ａ３位 | Ｂ４位 | Ａ５位 | Ｂ６位 |  |

３ブロック(Ａ～Ｃ)の場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 今季成績表 | Ａ | Ａ１位 | Ａ２位 | Ａ３位 | Ａ４位 | Ａ５位 | Ａ６位 |  |
|  | Ｂ | Ｂ１位 | Ｂ２位 | Ｂ３位 | Ｂ４位 | Ｂ５位 | Ｂ６位 |  |
|  | Ｃ | Ｃ１位 | Ｃ２位 | Ｃ３位 | Ｃ４位 | Ｃ５位 | Ｃ６位 |  |

**↓**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 次季編成表 | Ａ | Ｂ１位 | Ｃ２位 | Ａ３位 | Ｂ４位 | Ｃ５位 | Ａ６位 |  |
|  | Ｂ | Ｃ１位 | Ａ２位 | Ｂ３位 | Ｃ４位 | Ａ５位 | Ｂ６位 |  |
|  | Ｃ | Ａ１位 | Ｂ２位 | Ｃ３位 | Ａ４位 | Ｂ５位 | Ｃ６位 |  |

４ブロック(Ａ～Ｄ)の場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 今季成績表 | Ａ | Ａ１位 | Ａ２位 | Ａ３位 | Ａ４位 | Ａ５位 | Ａ６位 |  |
|  | Ｂ | Ｂ１位 | Ｂ２位 | Ｂ３位 | Ｂ４位 | Ｂ５位 | Ｂ６位 |  |
|  | Ｃ | Ｃ１位 | Ｃ２位 | Ｃ３位 | Ｃ４位 | Ｃ５位 | Ｃ６位 |  |
|  | Ｄ | Ｄ１位 | Ｄ２位 | Ｄ３位 | Ｄ４位 | Ｄ５位 | Ｄ６位 |  |

**↓**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 次季編成表 | Ａ | Ｂ１位 | Ｃ２位 | Ｄ３位 | Ａ４位 | Ｂ５位 | Ｃ６位 |  |
|  | Ｂ | Ｃ１位 | Ｄ２位 | Ａ３位 | Ｂ４位 | Ｃ５位 | Ｄ６位 |  |
|  | Ｃ | Ｄ１位 | Ａ２位 | Ｂ３位 | Ｃ４位 | Ｄ５位 | Ａ６位 |  |
|  | Ｄ | Ａ１位 | Ｂ２位 | Ｃ３位 | Ｄ４位 | Ａ５位 | Ｂ６位 |  |

　　　ヌ．各季毎に､学連に登録しなかったチームは､編成表･成績表よりチーム名を削除  
　　　　　する｡但し､学連に登録後､リーグ戦に参加申込をしなかったチームに関しては､  
　　　　　編成表･成績表に｢編成外｣欄を設け､ここにチーム名を残す｡リーグ戦参加申込  
　　　　　後の棄権などに関しては､通常の不戦敗扱いとし､通常の編成表･成績表上に  
　　　　　チーム名を残す｡

　　　ル．前季のリーグ戦に参加申込をしなかったチーム(｢編成外｣のチームを含む)が  
　　　　　リーグ戦に参加する場合は､いかなる理由によらず､最下部に編入する。

７．審判

　　審判は当事校以外の第３者が行なうことを原則とする。

　　審判は出来得る限り出身校のＯＢに委嘱することが望ましい。止むを得ない時はなる

　　べく上級生の中より審判技術に通じているものをあてること。

主審､副審､カウンターは可能の範囲で配置する。

８．コートマナー

学生卓球は､日本の卓球人の模範とも云えるので､出場選手は充分に自覚し､品位ある

　　態度で競技すること｡

９．集合時間

　　１部については､原則として試合開始の１時間前にオーダーを提出すること。

　　２部以下については定められた時間の３０分前には競技場に到着して準備し１５分前

　　にオーダーを提出すること。

　　オーダーは試合開始時刻までに予測出来ない事故のない限り選手が揃わない時は当該

　　校は棄権とみなされる。但し､試合開始後において急病、その他止むを得ない理由があ

　　る場合には審判責任者並びに相手校監督の諒承を得て当該選手の退場が認められる場

　　合もある。

10．オーダーについて

間違ったオーダーを交換した場合には､次の基準に従って判断する。

罰則処分は､そのチームの､その試合（マッチ）において問題となる試合（ゲーム）に  
のみ適用され､チームの試合全体（マッチ）は有効とする。

他の試合（マッチ）は罰則処分対象外で､有効とする。

イ．６単１複、及び４単１複の試合方式において､前半に出場した選手同士でダブルス  
を組んだ場合は、ダブルスを失格（不戦敗）とする。

ロ．シングルスに同じ選手名を複数回オーダーに記載した場合は、最後に記載されて  
いるものを有効とし､それ以前のものは全て失格（不戦敗）とする。

ハ．外国人留学生選手を制限を超えてオーダーした場合は､最後に記載されている外国  
人留学生選手の箇所を有効とし､それ以前のものは全て失格（不戦敗）とする。

ニ．明らかにケアレスミスと思われる誤字などは､有効なオーダーとみなす。

但し､同姓など､紛らわしい場合はオーダーミスと見なすこともある。

その可否の判定は､審判長が下す。

11．幹事校について

　　２部以下のリーグ戦においては各ブロック毎に幹事校を選出する。

　　幹事校の任務は次の通りとする。

1. 各校と協議の上、会場並びに日程を決定し、それを文書等により確実に各校宛、連絡すると共に必ず本部へプログラム作成時迄に報告すること。
2. 幹事校は２部以下のリーグ戦開会式にあたる幹事校講習会に必ず出席し、規定数のプログラム、オーダー用紙、ボール、その他の書類を受け取ること。
3. 幹事校よりルールに精通した審判責任者を選定し、競技運営にあたること。  
   万一判断し得ない様な競技運営上、または審判上の疑義が生じた場合には速やかに本部へ連絡し責任者の指示を受けること。
4. 試合の結果は記録用紙に正確に記入し速やかに本部に提出すること。

12．個人表彰について

1. 殊勲賞  
   男女１部優勝校より各１名、優勝に最も貢献した者を選出する。但し､選出にあたっては学生過去の成績は問わないものとする。
2. 敢闘賞  
   男女１部より勝ち星の内容の優れた者を選出する。但し､なるべく優勝校以外としマナーについても十分考慮するものとする。又、殊勲賞と重複しない事を原則とする。

　　ハ．優秀選手賞

男女１部より勝ち星の内容の優れた者を､男女各３名以内を選出する｡殊勲賞･  
　　　　敢闘賞と重複しても構わない｡

　　ニ．最優秀ペア賞

　　　　男女１部より優秀な成績を収めたダブルスペアーを、原則として男女各１組ずつ  
　　　　選出する。

　　ホ．最優秀新人賞

春季リーグ戦･男女１部において顕著な活躍をした新人選手(１年生に限る)を

　　　　男女各１～２名ずつ選出する｡

へ．２部以下殊勲賞

男女２部以下各ブロック優勝校より各１名、優勝に最も貢献した者を選出する。

ト．特別賞

在学期間中のシングルスの勝利数によって､以下の基準数を越えたものに対し､  
最終学年の秋季リーグ戦終了後に授与される。ダブルスの勝利数は加算しない。入替戦の勝利数は加算しない。

　　　　４年制、２年制、６年制、１年制、それぞれ次の換算表に基づいて計算し､獲得

ポイントが27,300に達した場合に特別賞を認めるものとする。

２部以下の選手は､最終学年の秋季リーグ戦終了後､基準をクリアした場合､関東

学生卓球連盟に自己申請すること。

　　　　なお､通常履修年限が短い学校(短大など)で獲得した特別賞は､通常履修年限が

長い学校(４年制大学など)に編入した際には取り消されるものとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 特別賞 | |  | １勝のﾎﾟｲﾝﾄ |  | 特別賞 |  |
|  | ４年制の場合 | | 基準勝数 | |  |  |  | 基準ﾎﾟｲﾝﾄ |  |
|  |  |  | （ａ） | |  | （ｂ） |  | （ｃ）＝（ａ）×（ｂ） |  |
|  | １部 | ８校制 | 28 | 勝 | × | 975 | ＝ | 27,300 |  |
|  |  | ６校制 | 20 | 勝 | × | 1,365 | ＝ | 27,300 |  |
|  | ２部 |  | 25 | 勝 | × | 1,092 | ＝ | 27,300 |  |
|  | ３部以下 | ４点先取 | 30 | 勝 | × | 910 | ＝ | 27,300 |  |
|  |  | ３点先取 | 25 | 勝 | × | 1,092 | ＝ | 27,300 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 特別賞 | |  | １勝のﾎﾟｲﾝﾄ |  | 特別賞 |  |
|  | ２年制(短大)の場合 | | 基準勝数 | |  |  |  | 基準ﾎﾟｲﾝﾄ |  |
|  |  |  | （ａ） | |  | （ｂ） |  | （ｃ）＝（ａ）×（ｂ） |  |
|  | １部 | ８校制 | 14 | 勝 | × | 1,950 | ＝ | 27,300 |  |
|  |  | ６校制 | 10 | 勝 | × | 2,730 | ＝ | 27,300 |  |
|  | ２部 |  | 13 | 勝 | × | 2,100 | ＝ | 27,300 |  |
|  | ３部以下 | ４点先取 | 15 | 勝 | × | 1,820 | ＝ | 27,300 |  |
|  |  | ３点先取 | 13 | 勝 | × | 2,100 | ＝ | 27,300 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 特別賞 | |  | １勝のﾎﾟｲﾝﾄ |  | 特別賞 |  |
|  | ６年制の場合 | | 基準勝数 | |  |  |  | 基準ﾎﾟｲﾝﾄ |  |
|  | （医科大歯科大等） | | （ａ） | |  | （ｂ） |  | （ｃ）＝（ａ）×（ｂ） |  |
|  | １部 | ８校制 | 42 | 勝 | × | 650 | ＝ | 27,300 |  |
|  |  | ６校制 | 30 | 勝 | × | 910 | ＝ | 27,300 |  |
|  | ２部 |  | 39 | 勝 | × | 700 | ＝ | 27,300 |  |
|  | ３部以下 | ４点先取 | 42 | 勝 | × | 650 | ＝ | 27,300 |  |
|  |  | ３点先取 | 39 | 勝 | × | 700 | ＝ | 27,300 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 特別賞 | |  | １勝のﾎﾟｲﾝﾄ |  | 特別賞 |  |
|  | １年制の場合 | | 基準勝数 | |  |  |  | 基準ﾎﾟｲﾝﾄ |  |
|  | （専門学校等） | | （ａ） | |  | （ｂ） |  | （ｃ）＝（ａ）×（ｂ） |  |
|  | １部 | ８校制 | 7 | 勝 | × | 3,900 | ＝ | 27,300 |  |
|  |  | ６校制 | 5 | 勝 | × | 5,460 | ＝ | 27,300 |  |
|  | ２部 |  | 7 | 勝 | × | 3,900 | ＝ | 27,300 |  |
|  | ３部以下 | ４点先取 | 7 | 勝 | × | 3,900 | ＝ | 27,300 |  |
|  |  | ３点先取 | 7 | 勝 | × | 3,900 | ＝ | 27,300 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　チ．各賞の選考は次の通りとする｡

２部以下殊勲賞と特別賞以外の各賞に関しては､大会委員長(理事長)･競技委員長

(幹事長)･競技副委員長･審判長･技術部長・強化委員長(男女)による選考会議にて選

考する。選考後､会長の承認を得て決定する｡

２部以下殊勲賞に関しては、当該優勝チームの監督、または代表者が決定する。

特別賞に関しては､勝数による計算の結果､決定する｡

13．その他

　　イ．ベンチ入りの人数は､監督1名､コーチ1名､主務1名､選手１５名以内の計１８名

以内とする｡

ロ．各ブロックにおいては､選手・役員の集合・解散に要する諸事情（含、宿泊・交通）  
　　　　を考慮し､集合時間､試合開始時間､２台進行開始時間などを設定し、可能な限り  
　　　　順守するよう努めることとする。これらには会場の都合などもあるため､最終的  
　　　　には幹事校が判断することとする。

２台進行の目途とする時間は、１部は２時間、２部は１時間半、３部以下は  
１時間とする。

ハ．関東学生リーグ戦においては、ゼッケンは日本卓球協会公認のもの以外の  
オリジナルデザインのものの着用も認める。

但し、日本卓球協会への登録に関しては、確実に行なう必要がある。

第９条　関東学生卓球チームカップ（主催　関東学生卓球連盟）

　　　　　１．種目

　　　　　　　男子団体戦・女子団体戦。（１校から複数チームの出場を可能とする）  
　　　　　２．試合方法

　　　　　　　世界選手権方式（３人の出場による５シングルス３点先取制）。

　　　　　　　Ａ　Ｂ　Ｃ　Ａ　Ｂ

　　　　　　　｜　｜　｜　｜　｜

　　　　　　　Ｘ　Ｙ　Ｚ　Ｙ　Ｘ

　　　　　　　トーナメント方式とする。

　　　　　　　又､本大会のチームは同校の選手同士で構成されなければならない。

　　　　　３．登録規定

　　　　　　　（１）出場人数

　　　　　　　　　　各チームは､３～５名の選手によって構成される。

　　　　　　　（２）ベンチには上記５名以内の登録選手の他､アドバイザー１名が入るこ

　　　　　　　　　　とが出来る。

　　　　　　　　　　選手は関東学連登録済みの大学生であること。

　　　　　　　　　　アドバイザーに関しては特に規定を設けない。

　　　　　　　　　　（社会人・学生等を問わず、又、選手兼任でも良い。試合中の出入

　　　　　　　　　　　りや交代も認める）

　　　　　　　　　　選手の変更は、後記の「上位ブロックへの勝ち上がり」の場合を除  
　　　　　　　　　　いては一切認めない。

　　　　　　　　　　オーダー交換の時点において２名の選手しか揃わない場合は、不在  
　　　　　　　　　　の選手をＡ、またはＹにオーダーし、試合を成立させることが出来  
　　　　　　　　　　る。両チームとも２名の選手しか揃わず､３番・５番の試合が１勝１  
　　　　　　　　　　敗となった場合は､両試合の勝者同士のプレーオフを行なう。  
　　　　　　　　　　アドバイザーの変更に関しては､一切の申請を必要としない。

　　　　　　　（３）外国人留学生選手に関しては､ベンチエントリーの制限はしないが､

　　　　　　　　　　１試合における起用は１名に限る。

　　　　　　　　　　（日本人選手２名が最低必要なので､自動的に外国人留学生選手のベ

　　　　　　　　　　　ンチエントリー上限は３名となる）。

　　　　　　　　　　但し､起用された１名の外国人留学生選手が２点起用箇所（Ａ・Ｂ・

　　　　　　　　　　Ｘ・Ｙ）に出場することも可能とする。  
　　　　　　　（４）上位ブロックへ勝ち上がるチームは、１名の選手を追加、または変  
　　　　　　　　　　更してエントリーすることが出来る。

　　　　　４．ブロック分け

　　　　　　　　（以下の部（１～６部）は､当該年度秋季関東学生リーグ戦の編成による。

　　　　　　　　　入替戦の結果は考慮しない。）

　　　　　　　Ａブロック　男女とも１・２部のチーム。

　　　　　　　Ｂブロック　男女とも３・４部のチーム。

　　　　　　　Ｃブロック　男女とも５部以下のチーム（５部・６部・編成外）

大会は､Ｃ→Ｂ→Ａの順に行なう。

下位ブロックで上位に進出したチームは､上位ブロックに参戦する権利を

得る。

上位参戦チーム数は､各ブロックにおける参加チーム数に応じて変動する  
が､概ね「参加９～１０チームあたり、１チーム上位参戦」する。  
下位ブロックの試合は､上位参戦チームを決定する段階までとし､最終的な優勝チーム決定までは行なわない。

　　　　　　　なお､上位参戦チームの決定にあたっては､次の通り「見なしランク」を

　　　　　　　設定し､参戦の意思があるチーム中より､この順に確定させる。

　　　　　　　１位　…　そのトーナメントの優勝チーム

　　　　　　　２位　…　そのトーナメントの準優勝チーム

　　　　　　　３位　…　準決勝で１位チームに敗れたチーム

　　　　　　　４位　…　準決勝で２位チームに敗れたチーム

　　　　　　　５位　…　ベスト４決定戦で１位チームに敗れたチーム

　　　　　　　６位　…　ベスト４決定戦で２位チームに敗れたチーム

　　　　　　　７位　…　ベスト４決定戦で３位チームに敗れたチーム

　　　　　　　８位　…　ベスト４決定戦で４位チームに敗れたチーム

　　　　　　　　：

　　　　　　　（以下､同様）

　　　　　　　各ブロックにおける男女別の参加チーム数が８に満たない場合は､そのブ

　　　　　　　ロックの開催を男女別に中止し､上位ブロックへの自動参戦とする。

　　　　　５．シード規定

　　　　　　　本大会は､年により開催時期が変更し､シードの参考にできる大会が変わる

　　　　　　　など､他大会と比較し､不確定要素が多いため､厳密なシード規定を制定し

　　　　　　　ない。但し､次の点を考慮し､強さのバランスを取ることを基本とする。

　　　　　　　（１）当該年度関東学生選手権の結果。

　　　　　　　複数のシングルスランカーを擁するチームは上位シードとする。

　　　　　　　ダブルスの成績は､必要に応じて参考とする。

　　　　　　　（２）当該年度の団体戦の結果。

　　　　　　　　　　可能な範囲内で最新の団体戦の結果を参考とする。

　　　　　　　　　　秋季リーグ戦→インカレ→春リーグ､の順。

　　　　　　　（３）その他の大会の成績。

　　　　　　　　　　可能な範囲内で､当該年度全日学､前年度全日本､前年度全日学選抜､

　　　　　　　前年度全日学､当該年度関東新人戦などの大会の成績を考慮する。

　　　　　　　その際､各大会における外国人選手の出場資格なども十分考慮する。

　　　　　６．他大会への推薦  
　　　　　　　Ａブロックにおいて、優勝チームで５勝以上をあげた選手中より、チーム

代表者（監督）が選んだ１名を、次年度の全日学シングルスに関東推薦で

出場することが出来る。  
　　　　　７．その他

　　　　　　　本大会は､可能な範囲内で土日祝日の開催を出来るよう､最大限の配慮を行

　　　　　　　なう。特に､下位ブロックにおいては､休日開催を原則とする。

　　　　　　　各ブロックの上位進出チームには､奨励賞や賞品などを授与する。

　　　　　　　大会運営の都合上､試合開始時より２台進行､３台進行を行なう場合もあり

　　　　　　　得る。

第１０条　各大会ランキング規定

大会ランキングの審査は次の基準による

　　　　　１．ランキング決定直前の試合内容

（３・４位の決定は敗れた準決勝の試合内容。  
　　　　　　　　５～８位の決定は敗れた準々決勝の試合内容。

　９～１６位の決定は敗れたベスト８決定戦の試合内容。）

1. ゲームの得失比率

　　　　　　　　② ポイントの得失比率

　　　　　２．ランキング決定の次前の試合内容：

（３・４位の決定は最後に勝った準々決勝の試合内容。  
　　　　　　　　５～８位の決定は最後に勝ったベスト８決定戦の試合内容。

　９～１６位の決定は最後に勝ったベスト１６決定戦の試合内容。）

1. ゲームの得失比率

　　　　　　　　② ポイントの得失比率

　　　　　３．前年度のランキング、今年度のシード順位

４．今大会の同一種目の他の試合内容： 上位シード者との試合内容など

原則として前項１．により決定するが、１．が同成績の場合は、２．３．４．  
を順次適用して決定する。

第１１条 　本事業実施細則の改廃にあたっては、理事会の承認を得るものとする。

第１２条 　本事業実施細則は令和４年４月１日よりこれを改正する。

**関東学生卓球連盟・懲戒（処罰）実施細則**

（目的）

第　１条　本細則は関東学生卓球連盟・内規に基づき、第１５条の処罰を行なう手続き、

並びに手順を定める。

（懲戒審査委員会の設置）

第　２条　本委員会は懲戒に関する事項を審査し、結果を会長および理事会に答申する。

（委員会の構成）

第　３条　理事長・副理事長・総務部長・総務委員長・総務副委員長・幹事長・副幹事長・

会計・書記で構成する。委員長は理事長とする。但し、理事長が直接の関係者

である等、特別な事情がある場合は、副理事長に委員長の任を当たらせること

が出来る。委員は懲戒の対象になり得べき問題の所在を知った時は、委員会開

催の発議を行なわなければならない。

また、委員が直接の関係者である場合は、懲戒審査委員となることはできない。

委員長が審査上必要と認めた時は、証人または関係者の出席を求めることが出

来る。

（委員会開催の要件）

第　４条　委員長および３名以上の懲戒審査委員の出席により成立する。但し、学生理事

１名以上の出席を要する。

特段の事情がある場合は、委員長が学生理事１名以上を含む懲戒審査委員４名

以上の意見を個別に聴取し、それをもって、会長および理事長に答申すること

が出来る

（審査内容）

第　５条　委員会は、懲戒の対象となり得べき問題に関し、次の事項を審査する。

（１）事実の認定および証拠の確認

（２）懲戒事由の該当事項

（３）懲戒該当者の情状

（４）懲戒（処罰）の程度

（弁明の機会の付与）

第　６条　懲戒審査委員会は、懲戒の被審査者に対し、委員会に出席させる等、弁明の機

会を与えなければならない。

（守秘義務）

第　７条　懲戒審査委員は、その職務に関して知った秘密を漏洩してはならない。

第　８条　本細則の改廃にあたっては、理事会の承認を得るものとする。

第　９条　本懲戒（処罰）実施細則は平成２１年３月２１日よりこれを施行する。